

具体的な服務義務

1 服務の宣誓(国公法第97条)

職員は、政令の定めるところにより、服務の宣誓をしなければならない。

服務の宣誓は、新たに職員となった者に対し、全体の奉仕者として、民間企業等の勤労者とは異なった服務義務が課されていることなどを、自覚させるために行うものです。

(ただし、国家公務員の服務義務は、宣誓によって課せられるのではなく、職員として採用された時点から課されるものです。)

内容

- ◆ 新たに職員となった者は、宣誓書を任命権者に提出することになっています。

【宣誓の様式】

宣誓書

私は、国民全体の奉仕者として公共の利益のために勤務すべき責務を深く自覚し、日本国憲法を遵守し、並びに法令及び上司の職務上の命令に従い、不偏不党かつ公正に職務の遂行に当たることをかたく誓います。

年月日

氏名

- ◆ 宣誓書に掲げられた内容については、宣誓の有無に関わりなく国家公務員として採用されたときから課されるものであり、宣誓後も心に持ち続ける必要があります。